

総社市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第6号

総社市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

総社市国民健康保険条例施行規則(平成17年総社市規則第97号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本市が行う国民健康保険の事務については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)、国民健康保険法施行法(昭和33年法律第193号。以下「施行法」という。)、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。)及び総社市国民健康保険条例(平成17年総社市条例第154号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 本市における国民健康保険の実施については、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)、国民健康保険法施行法(昭和33年法律第193号。以下「施行法」という。)、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。)及び総社市国民健康保険条例(平成17年総社市条例第154号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。